

日本共産党を代表されました、土屋議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、原子力発電についてであります。国は、東京電力福島第一原子力発電所における事故を踏まえ、「エネルギーの安定供給」、「原子力の安全確保」という観点から、エネルギー政策のあり方について、総合的な見直しを行うこととされています。

本市におきましては、国の基本的方向を見極めながら、太陽エネルギーをはじめとした再生可能エネルギーの有効活用の促進や電力需給の効率化など、エネルギーの高度化利用の施策の推進・支援に努めてまいります。

次に、放射性物質の監視体制についてであります。

現在、国が全国 59 地点で放射線量を測定し、その結果を公表しております。

県内では、一箇所ですべて測定されており、平常値の範囲内で推移しておりますが、本市においても、簡易測定器により、放射線量の測定を検討しているところでもあります。

以上

次に、自治体改革推進会議についてであります。本市はこれまで、自治体改革推進会議を通じて、行財政改革の取り組みや良質な市民サービスの提供に資する意見を参考にしながら、市の責任と判断により、さまざまな施策を展開してきたところであります。

本年２月の最高裁判所の決定は、自治体改革推進会議の設置以前の旧三委員会当時のものであり、現在の自治体改革推進会議は、２００５年（平成１７年）の旧三委員会に対する監査委員の指摘を受け、設置根拠を明確にするなど、既に改善を行っているものであります。

しかしながら、勤務時間中において、労使が意見交換をすること自体が、組合活動ではないかという誤解を、少なくとも市民の皆様には招くことの内容、よりわかりやすい制度とするため、この度、自治体改革推進会議の設置要綱は廃止し、新たに、勤務時間外に労使間で意見交換を行っていくことなどの方法を検討しております。

なお、給与の変換については、法的側面から求められないものと考えております。

以上

次に医療・福祉行政についてであります。
まず、介護保険制度についてであります。
先日、介護保険法の一部を改正する法律が可決されたところでありますが、これは、介護保険制度の施行後 10 年間の実績や現在の介護ニーズの実態をふまえ高齢者が住みなれた自宅で、自立した日常生活を営めるよう、「介護予防サービスに生活支援サービスを合わせた総合事業」の創設など、所要の措置が講じられたと受け止めております。

今後、新たなサービス等の実施にあたり、詳細な基準等が示されるものと考えております。

次期介護保険事業計画につきましては、今回の法改正のポイントである在宅重視のサービス提供を柱に、医療、介護などが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた計画としてまいります。

次に保険料・利用料についてであります。

保険料につきましては、本市においては、これまで介護給付費準備基金を活用し、介護保険料の軽減に努めてきたところでありますが、高齢化が急速に進展する厳しい情勢の中で、ある程度の保険料アップは避けられないのではないかと危惧をしております。

低所得者のサービス利用料につきましては、介護保険制度の中で総合的・統一的な利用料軽減策を講じるよう、全国市長会を通じて国に要望しているところであります。

在宅サービスにつきましては、国において 24 時間対応の巡回サービスなどの新たな在宅サービスの活用や充実を図ることとしており、市独自の上乘せ措置は考えておりません。

以上

次に、国民健康保険事業についてであります。
まず、国・県の負担のあり方についてであります。
国民健康保険制度は、構造的に、加入者の平均年齢が高く、所得水準が低い人が多く加入しており、小規模な市町村ほど財政基盤が不安定で、厳しい財政運営を余儀なくされております、本来、国民健康保険制度は、国の社会保障制度の一環であり、国の責任と負担において運営されるべきものと考えております。

そうしたことから、かねてより、全国市長会を通じ、国民健康保険制度の維持に向けて、都道府県を保険者とする広域化を着実に行うとともに、国において、被保険者の負担軽減のための十分な財政措置を講じるよう要望を行っているところであります。次に、一般会計からの繰入についてであります。

前年度に引き続き、当初予算で特別の繰入を行ったところであり、更なる増額につきましては、市民負担の公平性、財政規律の観点からも、課題があり、慎重に対応する必要があると考えております。次に、一部負担金の減免基準につきましては、都道府県単位の広域化を見据え、県内市町とも連携し、調整を図り、本年度、改正を行ったものであり、現時点で、見直しの考えは、持っておりません。

以上

次に、障害者施策についてであります。

まず、「福山市障害者保健福祉総合計画後期実施プラン」についてであります。

前期プランの実施状況などを検証し、本年3月に後期実施プランを策定したところであり、これから5年間は、この計画に基づいた障害者施策を推進してまいります。

次に成人、青年期の発達障害者の支援についてであります。

先の「障害者自立支援法」の改正で発達障害者へのサービス提供が明示されており、すでに福祉的就労等の日中活動のサービスを利用されているところであります。

一般就労に向けての支援が必要な場合は、「東部地域障害者就業・生活支援センター」が支援に当たっています。

臨床心理士等の専門職については、実際の支援を行う事業所に配置されることが、より効果的であり、本市においては、成人、青年期の発達障害者の支援に係る窓口等への配置は考えておりません。

なお、発達障害に限った手帳制度が無いことなどから、支援に必要な成人期の発達障害者の人数を把握することは、困難であります。

以上

次に、住宅リフォーム助成制度についてであります。

住宅改修につきましては、既存の公的資金の融資並びに助成制度などの活用が可能であり、新たな市の助成制度を創設することは、現在のところ考えていません。

以上

次に、小規模工事等契約希望者登録制度について
であります。

本市は、これまでも、公共工事の発注に当っては、地元企業の育成から、福山市内に本店を有するものに発注するなど、受注機会の確保に努めており、種々の入札制度改善に取り組んできたところであります。

そうした中、本市の建設工事は、福山市建設工事等競争入札参加資格を有する市内建設業者に発注することを基本と致しております。

従って、小規模な修繕工事といえども、適正な履行の確保を図る必要があることから、資格を有しない者への発注については、慎重に対応すべきであると考えております。

以上

次に、環境行政についてであります。

まず、ゴミ処理のあり方についてであります。

R D F 事業は、広島県が策定した「一般廃棄物広域処理計画」に基づき、ダイオキシン類の発生抑制をするとともに、エネルギー対策や資源の有効活用、最終処分場の延命化のため、広島県や関係市町で広域的に行う事業であり、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提としたものではありません。

ちなみに、福山リサイクル発電所の総発電量は、事業開始から 2009 年度（平成 21 年度）までで、63メガワットアワーとなり、一般家庭に換算すると、年平均約 3 万世帯の電力供給量に相当するものであります。

次に、汚泥中継施設計画についてであります。本市では、現在、老朽化が著しい「新浜処理場」「新市し尿処理場」、「深品し尿処理場」の 3 施設を廃止し、（仮称）汚泥再生処理センターを、新たに建設中であります。

中継施設は、効率的かつ、安定的な収集体制の確保を図り、浄化槽汚泥等を一時的に貯留する、施設として整備するものであります。

引き続き、事業へのご協力と御理解を得るよう努めてまいります。

以上

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、特別支援教育についてであります。学級編成の基準及び教職員定数につきましては、いわゆる標準法に基づいて県教育委員会が定めるものであり、特別支援学級の学級編成基準の引き下げや1学級に2名の教諭を配置することは出来ないこととなっております。

特別支援学級担任につきましては、それぞれの学校において、教諭の適正を判断して校長が決定しているものです。

介助員等につきましては、本年度、介助員が4名増えて104名、学校支援員は5名増えて40名、そして、学習補助員は8名合計152名を配置しています。

県費非常勤講師につきましては、昨年度から導入された制度であり、配置校の工夫を行うなど、現在の制度での有効な活用を図ってまいります。

各学校においては、それぞれの児童生徒に応じた適切な指導を行うために関係機関との連携や教育委員会主催の研修会への参加、巡回相談員を招いての校内研修会等を行っております。

次に、中学校給食についてであります。

中学校給食につきましては、困難な課題があり、現行のミルク給食を継続してまいりたいと考えております。

次に、校舎耐震改修についてであります。

現在、工事方法、総事業費、財政状況及び小中学校教育のあり方等を総合的に検討しているところであり、耐震化計画につきましては、早期に策定できるよう、取り組んでまいっている考えです。

次に、普通教室へのエアコン設置についてであります。

本市では、児童・生徒の健康面を考慮し、扇風機を設置しているところです。

さらに、グリーンカーテンなどの自然を利用した暑さ対策とともに、きめ細かな健康観察や保健指導を行うことにより、児童・生徒の健康管理に努めてまいります。

次に、教職員の健康管理と、労働条件の改善についてであります。

すべての小中学校には、学校保健委員会を設置し、各校において、教職員の健康について協議しているところです。

4月当初の初任者研修の実施時期につきましては、引き続き、県教育委員会と協議してまいります。修学旅行の入場料等につきましては、県の条例により、支給対象外となっており、今後、研究してまいります。

教職員の負担軽減につきましては、これまで教育委員会として教職員研修の精選や諸帳簿に係る記載の簡略化などを進めてまいりました。

さらに今年度は、新入学児童生徒の指導要録・学籍の記録に名前や住所等を印字し、各学校に配布いたしました。

引き続き、校長研修会等において、入校・退校時刻の記録等を参考に、特定の者に仕事が偏らないよう指導してまいります。

次に、放課後児童クラブについてであります。

本市においては、これまで、71人以上のクラブの規模の適正化に努めてきたところです。

クラブの規模につきましては、希望する児童全員の受け入れを基本に、様々な角度から、研究してまいりたいと考えております。

以上

次に、マンション建設問題についてであります。

建築物の高さについては、用途地域等により地域特性に応じた制限を行っております。

また、新たに高さを制限する場合には、都市計画法で規定されている制度により実施できることから、国に対し、規制を求めることは必要ないと考えております。

なお、住居地域において、さらに建築物の高さ制限を定める場合、一定範囲の地権者の理解を得ることが必要となります。

また、福山市中高層建築物に関する指導要綱は、一定の高さの建築物の工事に伴う騒音等が、近隣住民の生活環境に影響を与えることが考えられることから、建築主と近隣住民が相互に協力し合う指針として定めたものであります。

制定から、これまで、相互調整の役割を果たしており、今後とも、本要綱に基づいて、建築主に対し、近隣住民と誠意を持って協議するよう、引き続き、指導を行ってまいります。

以上

次に、市街地再開発事業についてであります。
市街地中心部の流動客数については、本年6月に調査を行い、現在、その結果をとりまとめているところであります。

また、駅前周辺地域への経済波及効果については、「アイネスフクヤマ」のオープンに加え、福山駅前広場整備の今年度の完成と併せて、広域からの集客が期待でき、大きな効果があるものと考えがえております。

伏見町地区につきましては、現在、準備組合において、将来的に持続可能な基本計画の見直しを進めているところです。

また、市街地再開発事業の実施による、新たな商業拠点などの形成により広域からの集客や、周辺の商業エリアとの回遊性の向上が図られ、賑わいの創出などにより効果が見込めるものと考えております。

商店街の活性化に向けては、「手しごと自慢市」や各商店街が実施するイベントへの支援など、様々な事業を引き続き実施してまいります。

以上

次に、幹線道路建設計画についてであります。まず、瀬戸学区山北地区における用地補償につきましては、当面の対応として、都市計画区域内に住宅を有する地権者で、買い取りを希望する方を対象に、境界確認がなされた土地について、生活再建の観点から行っているものと、事業者である国から伺っております。

次に、「大字山北」名義の土地につきましては、都市計画決定区域内であることから、本市を介した地元自治会の要請に応じ、事業予定者として測量したものと、国から伺っております。

次に、2010年（平成22年）に実施された福山道路の事業再評価における便益額につきましては、「費用便益分析マニュアル」に基づいて算出しており、「その他の道路合計」を除いた費用便益費は算出していない旨を、国から伺っております。

福山道路は、西部地域から中心部への通勤・通学時の交通渋滞緩和、市民生活の利便性や安全性の向上、国際バルク戦略港湾に選定された福山港から、福山西インターチェンジへのアクセス強化など、社会・経済活動や都市間交流の活性化を図るものであり、本市が備後の中核都市として、持続的に発展するための重要な都市基盤であり、引き続き、早期整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全確保についてであります。

これまでも学校と地域が連携して通学路の点検と安全確保に努めており、改良等の要望があった箇所につきましては関係機関と協議し対応しているところです。

以上

次に、神辺町のまちづくりについてであります。

川南土地区画整理事業の地権者の同意については、「川南土地区画整理事業を推進する会」が全地権者を対象に調査及び戸別訪問により、事業への理解を求めた結果、「地権者の約7割に当たる方の同意があった」との報告を受けております。

また、昨年12月から本年2月にかけて、市独自でおこなった戸別訪問等による意向確認調査においても、約7割の方々から事業への賛同を得ているところであります。

今後におきましても、地権者の大多数の賛同を得ている本事業については、関係機関と連携を図りながら、事業を推進してまいります。

以上

次に、鞆のまちづくりについてであります。

本市では、昨年度、市民が共有すべき景観づくりの基本的な方針となる、景観計画を定めたものであります。

この基本方針を踏まえ、個別具体の景観づくりにつきましても、今後、地域住民の皆様と議論を行いながら、地域に応じたルールづくりを行うこととしております。

なお、鞆のまちづくりについては、埋め立て架橋整備計画をめぐる「開発か景観保存か」の単純な構図ではなく、鞆に暮らす生活者の視点に立って、「国民的財産」と評価される鞆をいかに守り、再生・活性化させていくかという観点からアプローチすべきものと考えております。

また、お尋ねの諸々の事項については、鞆の再生・活性化のプロローグと位置付けている「埋め立て架橋整備計画」を盛り込んだ「鞆地区まちづくり整備方針」を成案化していく中で、課題解決を図ってまいります。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

これまで、繰り返しお答えしてきたとおり、福山市人権交流センターの事務所使用につきましては、他の公共施設の使用許可と同様、当該団体の活動内容が、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障が無いことなどから、使用許可をしているものであります。

なお、「判例」は、隣保館として位置付けているコミュニティセンターの使用に関する事案であり、本市の場合、2000年（平成12年）3月の福山市同和対策審議会答申を受けて、一般対策へ移行し、幅広く市民の皆様にご利用いただいております。特定の団体が占有している実態はなく、全く問題はありません。

また、部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断する中で、福山市補助金交付規則に基づき交付しているものであります。

以上